平成２５年（フ）第５０号
広島県東広島市西条町田口875番地５　内藤学生宿舎114号
債務者　宮島　　智
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３号
宮崎市大塚町浜川田4920番地　原田荘106号
債務者　浦部　正彦
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目33番６号　エントピア下荒田201号
債務者　辻　　浩美
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２３号
鹿児島県鹿児島市光山１丁目８番26号　オギホーム
債務者　江崎　正一
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２９号
鹿児島県日置市伊集院町猪鹿倉622番地51
債務者　緒方　英夫
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
鹿児島県出水市野田町上名4099番地
債務者　佛﨑　　弘
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
鹿児島県阿久根市赤瀬川2586番地17、前住所鹿児島県阿久根市波留5030番地　市営ふれあい団地ね―201号
債務者　岡田　　誠
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
鹿児島県阿久根市赤瀬川2586番地17
債務者　岡田都志代
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１７７号
京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字北堂山７番地の１
債務者　前田　欣也
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３３０号
京都府宇治市大久保町旦椋７番地の12
債務者　水田千惠子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８０号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市営住宅５－３棟509号
債務者　駒井美智子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８４号
京都市西京区御陵南荒木町５番地２　メゾン・ド・カプチーノ403号
債務者　橋本美和子（旧姓戸田）
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７１号
島根県邑智郡邑南町鱒渕670番地４　瑞芽団地６号
債務者　笹崎　雄二
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第７３号
島根県浜田市熱田町125番地69
債務者　佐々木　潤
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第４号
島根県浜田市佐野町イ87番地８
債務者　東　　朱実
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第５号
広島県呉市押込２丁目７番８号
債務者　柚山　敏彦
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２号
高知県須崎市大間本町７番３号　前田源一方、住民票上の住所愛媛県松山市空港通２丁目４番32号コーポＭＣ203号
債務者　田所美智子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
高知地方裁判所須崎支部